

事業者用

台東区における総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業） の指定事業所申請について

1 指定事業について

台東区では、総合事業の実施において、事業所指定で実施するものを

- ① 訪問型サービス（旧来の介護予防訪問介護に相当）
 - ② 訪問型サービス A（緩和した基準による訪問型サービス）
 - ③ 通所型サービス（旧来の介護予防通所介護に相当）
 - ④ 通所型サービス A（緩和した基準による通所型サービス）
- としております。

2 指定申請手続きについて

<みなし指定事業所（平成27年3月31日までに登録のある有効な介護事業所）の方>

(1) 上記1の①訪問型サービス及び③通所型サービスの場合

みなし指定期間が平成30年3月31日までであるので、指定申請不要です。

ただし、請求コードが①は「A1」、③は「A5」となることに留意してください。

※平成28年3月1日から平成29年2月末日の期間にあつては、利用者ごとの認定更新により、請求コードが切り替わります。

(例：平成28年9月末有効期間で、更新の結果、同じ介護認定区分でかつ継続してサービス利用の方の場合⇒9月末まで予防給付の請求コード、10月より総合事業の請求コード)

(2) 上記1の②訪問型サービス A 及び④通所型サービス A の場合

新たな内容・基準・単価のサービスとなるため、指定申請を台東区に行う必要があります。

指定申請書類については、訪問型サービス A と通所型サービス A で異なり、別紙のとおりとなります。

また、申請書類の提出の期限については、実施をしようとする月の2か月前の末日までとします。

例：平成28年3月1日から訪問型（通所型）サービス A を実施したい場合は、平成28年1月末日（末日が土日祝日の場合は、直前の平日の17時まで）

<みなし指定を受けていない新規の事業所の方>

(1) 上記1の①訪問型サービス、②訪問型サービス A、③通所型サービス、④通所型サービス A で共通

みなし指定を受けておらず、事業所番号をお持ちでない場合、東京都による指定訪問（通所）事業所または指定介護予防訪問（通所）介護事業所の指定を受け、事業所番号を取得してください。

事業所番号取得後、台東区に総合事業の訪問型（通所型）サービスの事業所指定申請を行ってください。

新規申請の場合、区による審査等に時間がかかる場合もございますので、実施する2か月前の20日までに申請書類を提出してください。

また、申請を行う前にあらかじめ区に連絡・相談をしてください。

3 各サービスの請求コードについて

A3、A7の請求コードについては、利用者負担割合ごと（1割もしくは2割）に設定されていることに留意。

<みなし指定事業所（平成27年3月31日までに登録のある有効な介護事業所）の方>

- ① 訪問型サービス（旧来の介護予防訪問介護に相当）
⇒種類「A1」、項目「1111」から始まる4ケタ
- ② 訪問型サービスA（緩和した基準による訪問型サービス）
⇒種類「A3」、項目「1111」から始まる4ケタ
- ③ 通所型サービス（旧来の介護予防通所介護に相当）
⇒種類「A5」、項目「1111」から始まる4ケタ
- ④ 通所型サービスA（緩和した基準による通所型サービス）
⇒種類「A7」、項目「1111」から始まる4ケタ

<みなし指定を受けていない新規の事業所の方>

- ① 訪問型サービス（旧来の介護予防訪問介護に相当）
⇒種類「A2」、項目「1111」から始まる4ケタ
- ② 訪問型サービスA（緩和した基準による訪問型サービス）
⇒種類「A3」、項目「1111」から始まる4ケタ
- ③ 通所型サービス（旧来の介護予防通所介護に相当）
⇒種類「A6」、項目「1111」から始まる4ケタ
- ④ 通所型サービスA（緩和した基準による通所型サービス）
⇒種類「A7」、項目「1111」から始まる4ケタ

4 変更届（廃止・休止・再開）

廃止、休止又は再開をする場合は、その廃止、休止、再開の日の1月前までに、変更届を行うものとします。

5 申請書類取得先

台東区の下記公式ホームページから取得してください。

[トップページ](#) > [暮らしのガイド](#) > [高齢の方へ](#) > [事業者の方へ](#) >

[介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について](#)

6 指定申請等書類の提出先

〒110-8615 台東区東上野4-5-6 台東区役所

福祉部 介護保険課 事業者担当

TEL 03-5246-1243 FAX 03-5246-1229